

ヤフーオークションに中古車を出品した非会員事業者 に対し、消費者庁が不当表示で措置命令

消費者庁は、平成23年4月8日付で、ヤフー株式会社がインターネット上で運営するインターネットオークションサイト（ヤフーオークションサイト）において、「走行距離」及び「修復歴」等に関する不当表示を行った2事業者（いずれも公取協非会員）について、景品表示法第6条の規定（同法第4条第1項第1号（優良誤認））に基づき、措置命令を行いました。

詳細については、消費者庁ホームページ

http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110408premiums_1.pdf をご覧ください。

<違反事実の概要>

1) 事業者名 株式会社K&Sトレーディング

- ① ヤフーオークションサイトで販売した24台の中古車について、走行距離計の交換等を行うことにより、当該中古車の走行距離計が示す数値を過少にした
- ② ①の全ての中古車について、「走行距離の状態」欄に「わからない」と記載するとともに、仕入れ時の走行距離の数値から約3万kmないし約39万km過少に表示した
- ③ ①の内4台の中古車について、修復歴がある車両を修復歴「なし」と表示した 等

2) 事業者名 有限会社KUC

- ① K&Sトレーディングを通じてヤフーオークションサイトで供給した26台の中古車について、走行距離計の交換等を行うことにより、当該中古車の走行距離計が示す数値を過少にした
- ② ①の内4台の中古車について、「メーター交換歴あり」と、当該中古車には走行距離計が交換されたことを証する整備点検記録簿等の書面が備えられているように表示したが、実際には、当該書面は備えられていなかった
- ③ ①の内22台の中古車について、「走行距離の状態」欄に「走行距離不明」と記載するとともに、仕入れ時の走行距離の数値から約13万kmないし約27万km過少に表示した
- ④ 9台の中古車について、修復歴がある車両を修復歴「なし」と表示した 等

会員各社に対しましては、このような表示を行わないよう、規約に基づく適正な表示について、再度、周知徹底をお願い致します。

規約に基づく走行距離の適正な表示方法については、当協議会ホームページ

http://www.aftc.or.jp/pdf/mileage_reasonable_panf.pdf をご参照下さい。